

蒲郡市農林水産振興対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市の農林水産業の振興を図るため、蒲郡市に住所を有する農林水産業者の組織する団体が行う事業の実施に要する経費に対し、蒲郡市農林水産振興対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象及び補助金の額等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は別表1に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

(申請手続及び交付決定)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする団体（以下「申請団体」という。）は、蒲郡市農林水産振興対策事業費補助金交付申請書（第1号様式）に収支予算書（収支精算書）（第2号様式）及びその他市長が定めるものを添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、申請書の提出期限は別に定める。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、蒲郡市農林水産振興対策事業費補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請団体に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第4条 申請団体は、前条第2項の規定による交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容に不服があるときは、通知を受けた日から7日以内に申請の取下げをすることができる。この場合において、申請団体は、申請を取下げの旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第5条 第3条第2項の規定による交付の決定の通知を受けた団体(以下「補助事業団体」という。)は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ蒲郡市農林水産振興対策事業費補助金変更申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第6条 補助事業団体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を得なければならない。

(着手及び完了)

第7条 補助事業団体は、別表2に掲げる事業については、補助事業に着手し、又は完了したときは、速やかに蒲郡市農林水産振興対策事業着手(完了)報告書(第5号様式)を作成し、市長に提出しなければならない。

(事業遅延の報告)

第8条 補助事業団体は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業団体は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、蒲郡市農林水産振興対策事業実績報告書(第6号様式)に収支予算書(収支精算書)(第2号様式)及びその他市長が定めるものを添えて、市長に報告しなければならない。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を前金払により交付することができる。

附 則

この要綱は、昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 8 月 1 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。